

議案第62号 牧之原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

一般職の公務員は労働基本権の団体交渉・団体行動が制限されている。このため国では人事院が代わりに民間給与等を調査して、勧告することとなっている。人事委員会のない地方自治体は「人事院勧告」を基準に決定している。

- 1 人事委員会がある県や他の自治体の勧告も参考にしているのか。
- 2 職員給与に関して最低賃金は法律上適用されないが、下回っている場合の措置について伺う。

議案第63号 牧之原市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

人事院勧告は国家公務員の給与等に関し勧告するものである。国会審議で明らかのように、人事院では特別職の給与等の引上げは勧告外としており、長年にわたる慣行であり、臨時国会で問題となったところである。

市の特別職の期末手当についての改正は、職員給与改正にならい行ってきたものである。こうした根拠があいまいな慣例は是正されなければならないと考える。

- 1 特別職の期末手当引上げについて、客観性や妥当性を明確にする必要がある。どのように考えているか。
- 2 特別職報酬等審議会に諮らなかつたと聞くがその理由。また、特別職報酬等審議会条例を改正し、期末手当も審議対象とすることについて伺う。